

Q 年休取得日の賃金から通勤費を差し引けますか

A 通勤費は、通勤にかかった実費を弁償する性格のもので、

年休を取った日は通勤費はかかりませんから、年休に対する賃金に通勤費を含めないことにしても必ずしも違法ではありません。

ただし、就業規則などであらかじめ通勤費は出勤した日についてのみ支払う旨明確にしておく方がよいでしょう。

また、定期券代として支給している場合は、現実には年休の日の分を差し引くことはできないでしょう。